

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	<p>(1) 野立てのもの</p> <p>ア イの地域以外の地域 (ア) (イ)以外のもの a 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (イ) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>イ 条例第5条第3号に規定する区域であつて、条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道、東海道新幹線鉄道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、道路若しくは鉄道又は条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道から100メートル未満の地域 (ア) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。） a 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。 b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 c 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。 d 高さが、地上5メートル以下であるものであること。 e 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が5平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。 f 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これ</p>	<p>(ア) (イ)以外のもの a 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (イ) 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>

らに類するものを使用しないものであること。

g 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。

h 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示(案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。)の部分の面積(別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。)の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。

i 案内広告に表示された写真及び絵の面積(別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。)の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。

j 案内広告の地(文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。以下同じ。)の色彩が、彩度(日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。)8以下、かつ、明度(日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。)3以上のものであること。

k eの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が15平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積(別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。)が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が3平方メートル以内のものに限る。)を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

(ウ) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

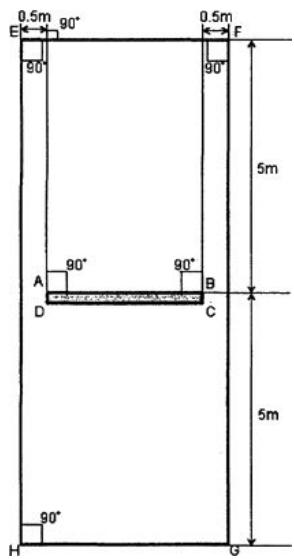
a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。

b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。

(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
	イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。
	ウ 壁面を利用するもの	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。
(3) 工作物等を利用するもの	ア 墙を利用するもの	(ア) 墙の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その墙の5分の1以内であること。ただし、墙の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 墙の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その墙の面積の10分の1以内であること。ただし、墙の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 墙の上端及び両側端から突き出ないものであること。
	イ アーケードに添加するもの	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区においては同一規格であること。 (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。
ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	ア 突き出すもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 卷き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
	エ 消火栓標識柱を利用するもの	(ア) つり下げるもの a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。

2 はり紙、 はり札、 立看板 その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他の広告物等	(1) アドバルーン	<p>(ア) 表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。</p>	
	(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、 広告板その他のこれらに類するもの	(1) 野立てのもの	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合には、1面30平方メートル以内とする。</p>	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合には、1面30平方メートル以内とする。</p>
	(2) 建築物を利用するもの	<p>(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	イ 壁面から突き出すものの	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	
	ウ 壁面を利用するものの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	
	(3) 工作物等を利用するものの	<p>(ア) 墬の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その墮の5分の1以内であること。ただし、墮の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 墬の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その墮の面積の10分の1以内であること。ただし、墮の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 墬の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	
	イ 電柱、街灯柱その他のこれらに類するものの（消火栓標識柱を除く。）を利用するものの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 卷き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	ウ 消火栓標識柱を利用するものの	<p>(ア) つり下げるもの</p> <p>a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p>	

2 はり 紙、はり 札、立看 板その他 これらに 類するも の	壁面及び 塀を利用する もの	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
3 その 他 の 広 告 物 等	(1) アドバ ルーン	(ア) 表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	(2) 広告幕及 び広告網	(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。 (イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
	(3) のぼり	(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 (イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。

(3) 条例第6条第5項の基準

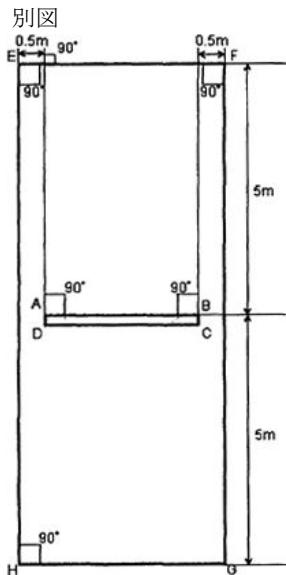
ア 案内図板等

(ア) 共通基準

- a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- e 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- g 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- h 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- i 塀を利用するものでないものであること。

(イ) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1 野立てのもの	(1) 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。 (2) 高さが、地上5メートル以下であるものであること。 (3) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。 (4) 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。 (5) (3)の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。)を表示することができる。
2 電柱、街灯柱その他これらに類するものの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(1) 突き出すものの ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。
	(2) 卷き付けるもの ア 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
3 消火栓標識柱を利用するもの	(1) つりさげるもの ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(ア) 野立てのものであること。

(イ) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。